

新潟市と燕市の境界変更の申請について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、新潟市と燕市との境界を別紙のとおり変更することを新潟県知事に申請するものとする。

令和 4 年 9 月 7 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

別紙

新潟市に編入する区域

燕市吉田本町字乱橋 6 6 9 の 1 から 6 6 9 の 3 まで、6 7 0 の 1 から 6 7 0 の 5 まで、6 7 1 の 1 から 6 7 1 の 5 まで、6 7 2 の 1 から 6 7 2 の 3 まで、6 7 3 の 1 から 6 7 3 の 8 まで、6 7 4 の 1 の一部、6 7 4 の 2 の一部、6 7 4 の 3 の一部、6 7 4 の 4 の一部、6 7 4 の 5 の一部、6 8 4 の 1 の一部、6 8 5 の 1 の一部、6 8 5 の 2、6 8 5 の 3、6 8 5 の 5、6 8 6 の 1 の一部、6 8 6 の 2、6 8 6 の 3、6 8 6 の 5、6 8 6 の 6、6 8 7 の 1、6 8 7 の 2 の一部、6 8 7 の 3 の一部、6 8 7 の 6 の一部、6 8 7 の 7 の一部、6 8 8 の 1 の一部、6 8 8 の 4 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部



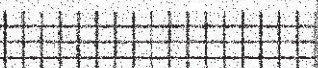

燕市に編入する区域

新潟市西蒲区原字ヒラキ 6 3 5 の 1、6 3 5 の 3 から 6 3 5 の 6 まで、1 1 9 9 の 1、1 1 9 9 の 3 から 1 1 9 9 の 6 まで、1 2 0 0 の 1、1 2 0 0 の 3 から 1 2 0 0 の 6 まで、1 2 0 1 の 1、1 2 0 1 の 3 から 1 2 0 1 の 6 まで、1 2 0 2 の 1、1 2 0 2 の 3、1 2 0 2 の 4、1 2 0 3 の 1、1 2 0 3 の 3、1 2 0 3 の 4、1 2 0 4 の 1、1 2 0 4 の 3 から 1 2 0 4 の 5 まで、1 2 0 6、1 2 0 7 の 1 の一部、1 2 1 4 の一部、1 2 1 5 の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部並びに 1 2 1 0、1 2 1 1 の一部に隣接する水路である公有地の全部、津雲田字古屋敷 4 5 の 1 の地先の道路である公有地の一部

市の境界変更略図

縮尺 1:5,000



凡 例	
	新境界
	変更前の境界
	新潟市への編入区域
	燕市への編入区域